

盛岡広域振興局長告示第39号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松川土地改良区（八幡平市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年9月15日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

1 就任

(1) 理事

工藤勝博	八幡平市大更第31地割111番地3
高橋光幸	〃 松尾寄木第31地割21番地
伊藤始	〃 平笠第2地割81番地
小野寺千誠	〃 荒木田第12地割54番地1
小林仁	〃 平館第2地割45番地
三浦正弘	〃 大更第46地割115番地3
山口昭	〃 野駄第28地割4番地

(2) 監事

佐々木春男	八幡平市野駄第21地割11番地
伊藤文明	〃 平館第26地割104番地1
田村市郎	〃 大更第11地割55番地6

2 退任

(1) 理事

高橋正志	八幡平市平笠第21地割44番地2
高橋清志	〃 野駄第19地割33番地
高橋光幸	〃 松尾寄木第31地割21番地
小林仁	〃 平館第2地割45番地
小野寺千誠	〃 荒木田第12地割54番地1
日戸重雄	〃 大更第43地割5番地2
工藤勝博	〃 〃 第31地割111番地3

(2) 監事

佐々木春男	八幡平市野駄第21地割11番地
伊藤文明	〃 平館第26地割104番地1
田村市郎	〃 大更第11地割55番地6